
* *
* ジェイドグループ株式会社 *
* *
* 定 款 *
* *

平成 22 年 10 月 13 日 作 成
平成 22 年 10 月 13 日 認 証
平成 22 年 10 月 22 日 設 立
平成 22 年 10 月 22 日 改 訂
平成 22 年 11 月 19 日 改 訂
平成 23 年 5 月 2 日 改 訂
平成 23 年 9 月 21 日 改 訂
平成 23 年 9 月 30 日 改 訂
平成 23 年 12 月 5 日 改 訂
平成 24 年 7 月 27 日 改 訂
平成 24 年 8 月 1 日 改 訂
平成 25 年 5 月 31 日 改 訂
平成 25 年 6 月 10 日 改 訂
平成 26 年 5 月 23 日 改 訂
平成 26 年 8 月 22 日 改 訂
平成 26 年 9 月 25 日 改 訂
平成 27 年 5 月 21 日 改 訂
平成 27 年 7 月 28 日 改 訂
平成 28 年 1 月 26 日 改 訂
平成 28 年 5 月 27 日 改 訂
平成 28 年 11 月 29 日 改 訂
平成 29 年 1 月 4 日 改 訂
平成 29 年 5 月 26 日 改 訂
平成 30 年 3 月 1 日 改 訂
平成 30 年 5 月 25 日 改 訂
令和 4 年 5 月 27 日 改 訂
令和 5 年 5 月 26 日 改 訂

ジェイドグループ株式会社 定 款

第1章 総則

(商号)

第1条

当会社は、ジェイドグループ株式会社と称し、英文では JADE GROUP, Inc. と表示する。

(目的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有する事により、当該会社の事業活動を支配、管理および経営支援を行うことを目的とする。

- (1) インターネット等による通信販売事業
- (2) インターネット等による通信販売サービスの提供
- (3) インターネット等によるオークションサービスの提供
- (4) 商品等の保管・管理・発送等の物流サービスの提供
- (5) インターネット等による決済サービスの提供、クレジット業および金融業
- (6) 広告および販売促進等に係る企画・立案等の広告業
- (7) 各種店舗等の企画、設計、施工、運営、管理等
- (8) 各種コンテンツ・商品等の企画、制作・製造、販売、配信等
- (9) 商品等の輸入および輸出ならびにこれらの代行
- (10) 海外事業に関する事項
- (11) 古物の売買および委託販売
- (12) 経営・店舗運営・物流・広告・販売・管理等の受託およびコンサルタント業
- (13) 印刷業、写真業、出版業
- (14) 倉庫業
- (15) 投資業
- (16) 飲食店等の経営
- (17) イベント企画・制作・運営、各種興業施設等の経営、運営、関連チケットの販売等
- (18) 知的財産権の企画、取得、販売、貸与、使用許諾並びに仲介
- (19) 情報システムの企画・提供・販売・運営、情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (20) 有価証券の保有、売買、投資、運用等
- (21) 企業及び事業者の技術・販売・製造・企画等の業務提携の仲介並びに斡旋
- (22) 旅行斡旋業
- (23) 人材紹介事業
- (24) 労働者派遣事業
- (25) 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第 4 条

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条

当会社の発行可能株式総数は、33,968,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条

当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条

- (1) 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- (3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第 11 条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2月末日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条

- (1) 株主総会は、当会社の代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- (2) 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条

- (1) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- (2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

(決議方法)

第 15 条

- (1) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条

- (1) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- (2) 株主または代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

第17条

- (1) 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、9名以内とする。
- (2) 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第18条

- (1) 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条

- (1) 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- (4) 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条

- (1) 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
- (2) 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条

- (1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。
- (2) 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(常勤監査等委員)

第 22 条

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条

- (1) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 24 条

- (1) 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

第 26 条

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 28 条

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第 29 条

取締役の報酬、賞与その他の、職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条

- (1) 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- (2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 会計監査人

(選任方法)

第 31 条

会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 32 条

- (1) 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 33 条

会計監査人の報酬等は、取締役会において監査等委員会の同意を得て定める。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 34 条

当会社の事業年度は毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条

- (1) 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。
- (2) 当会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
- (3) 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条

- (1) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- (2) 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条

- (1) 当会社は、第7回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- (2) 第7回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。

(商号変更に関する経過措置)

第2条 第1条（商号）の変更は、2023年6月1日に効力が生じるものとする。なお、本第2条は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。